

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 1 0 月 2 9 日

愛川町長 小野澤 豊

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

- (1) 角田字東峰、中曽根、中段、峰、西峰地区
- (2) 三増地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 1 0 月 8 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

(1) 経営体数（角田字東峰、中曽根、中段、峰、西峰地区）

ア 法人	3 経営体
イ 個人	5 経営体

(2) 経営体数（三増地区）

ア 法人	1 8 経営体
イ 個人	1 0 経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- 1－(1) 地区 担い手はいるが十分ではない
- 1－(2) 地区 担い手はいるが十分ではない

5 将来の農地利用のあり方

高齢化や後継者不在により耕作が困難になった農地について、今後の地域の中心となる経営体に農地集積・集約化を図り、作業の効率化と規模拡大を進めるとともに、新規参入者等の新たな担い手の確保に努め、地域の中心となる経営体が担えない農地の利用を促進させることで、遊休荒廃農地の解消・防止及び農地の有効活用を図る。

## 6 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を農地バンクとして積極的に利用したいが、受け手が見込まれる農地でなければ借り上げないという実情であるため、農地バンクとして利用できる環境が整っていないことや、すぐに耕作できる優良な農地については、中心経営体を含む地域の担い手等への集積が進んでいるため、利用の必要性は少ない。

本町の農地は、小さい面積で点在し、現在は町独自の制度である「あいかわ準農家制度」により、活用を進めているものの、今後（10年～15年後）は適切な農地管理ができない旨の相談が増えることが予想されることから、一団の農地の確保が可能となった際には農地中間管理機構を活用し、効率的に集積・集約を行う。